

# アスベスト廃棄物に係る各種基準の設定について

## < 廃棄物処理法改正の概要 >

**今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。**

### 1. 背景

建築物の解体等に伴って、アスベスト廃棄物（スレート等アスベスト含有建材、吹付けアスベスト）が、今後大量に発生\*。

\* ストック量約 4000 万トン、年間排出量 100 万トン以上。

住民不安を背景とした処分場での受入忌避に加え、今後予定している処理基準の強化\*等により、大量のアスベスト廃棄物が滞留し、不法投棄等につながるおそれ。

\* 破碎施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。

これを安全かつ円滑に処理するために、従来 of 埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」という新たなルート\*の確保が必要。

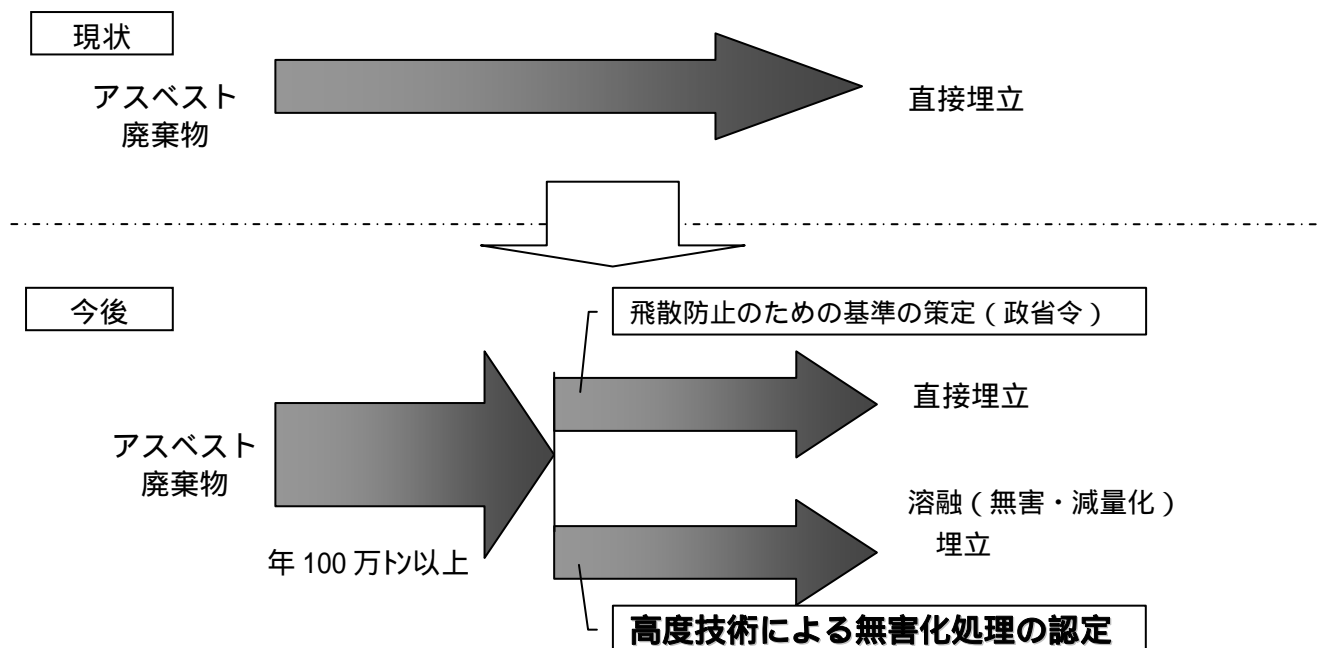
\* 既存の溶融炉等の民間施設を活用すれば、滞留するアスベスト廃棄物を処理可能。

### 2. 概要

アスベスト廃棄物を溶融・無害化する「高度技術による無害化処理」について、国が、個々の施設の安全性を確認して認定\*することにより、促進・誘導。

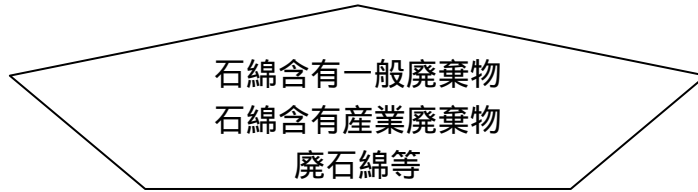
\* 個々の業及び施設設置の許可なしに、処理の実施を可能とする。

#### 【参考例：スレート等アスベスト含有建材の処理フロー】



公布の日（平成 18 年 2 月 10 日）より半年以内に施行

# 無害化処理認定手続のフロー



申請者

## <申請に必要な資料>

### ・申請書

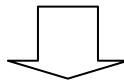
施設の位置、構造等の設置に関する計画

施設の維持管理に関する計画

その他（実証試験結果、無害化の科学的因果関係の証明書類 等）

### ・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書（生活環境アセス）

許可制度の生活環境影響調査結果の書類と同内容

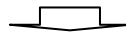


国

### 公告縦覧手続

- ・施設設置場所、種類等の公告
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の縦覧
- ・関係都道府県知事及び市町村長からの意見聴取
- ・利害関係者の意見書提出

等

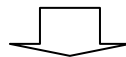


### 認定の要件の可否を判断

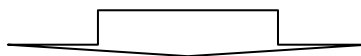
無害化処理の内容の基準

無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準

無害化処理の用に供する施設の基準



認定



国

無害化処理認定業者への報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令

認定の取消し

事業の廃止及び変更の届出、施設の廃止等の届出

# アスベストを含む廃棄物の類型と改正後の対策

## 特別管理産業廃棄物

(飛散性のもの)

工作物に用いられる材料から除去された吹付けアスベスト

建築物から除去された吹付けアスベスト、アスベストを含む保温材、断熱材及び耐火被覆材

〔ストック量数十万トン〕  
1.8万t/年発生

特別管理産業廃棄物の処理基準  
(廃棄物処理法施行令等)

収集における梱包等

処分における溶融処理又は耐水性材料での二重梱包等

## 石綿含有産業廃棄物

(非飛散性のもの)

石綿スレート等の外装材、床タイル等

〔工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の1%を超えて含有するもの〕

〔ストック量4,000万トン〕  
100万t/年 以上発生

産業廃棄物の処理基準  
(廃棄物処理法施行令等)

飛散防止措置をとること  
他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと  
溶融、無害化処理による処分  
中間処理としての破砕禁止  
一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること

## 石綿含有一般廃棄物

(非飛散性のもの)

日曜大工によって排出された石綿スレート等の外装材等〔工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる一般廃棄物であって、石綿をその重量の1%を超えて含有するもの〕

〔年間数t 発生〕

一般廃棄物の処理基準  
(廃棄物処理法施行令等)

飛散防止措置をとること  
他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと  
集じん設備により確実にダスト除去する中間処理  
一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること  
石綿含有家庭用品については通常の処理で飛散等の問題が生じないことを確認

石綿含有産業廃棄物の溶融施設  
(許可施設として新設)  
1,500度以上で溶融  
飛散防止措置

無害化処理施設  
内容、者、施設の基準  
認定の手続き、廃止等の手続

ごみ処理施設

埋立処分・再生

## 石綿を含む廃棄物に係る廃棄物処理法施行令等の改正案の概要

### 1. 背景

石綿による健康被害が顕在化する中、その飛散防止対策が喫緊の課題となっている。中でも、建築物の解体等に伴い発生する石綿を含む廃棄物の適正処理の確保が極めて重要である。

このため、従来の埋立処分のみならず、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物について、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定し、認定を受けた者については、廃棄物処理業及び施設設置に係る許可を不要とするという制度（以下「無害化処理認定制度」という。）を創設し、石綿を含む廃棄物の高度な技術による無害化処理の促進・誘導を行うため、廃棄物処理法の改正を行い、平成 18 年 2 月 10 日に公布されたところである。

また、こうした無害化処理認定制度を創設する一方で、石綿を含む廃棄物については、科学的知見によると、1,500 度以上で溶融して処理することで、適切に処理することができるかとされているところであり、従来の廃棄物処理法に則った都道府県知事による許可制度で適切な処理工程を示すことが可能な 1,500 度以上で溶融処理するという技術については、構造・維持管理基準を整備し、従来の許可制度を用いて石綿を含む廃棄物の適正処理を推進していく必要がある。

こうしたことを受けて、石綿を含有している一般廃棄物（以下「石綿含有一般廃棄物」という。工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる一般廃棄物であって、石綿をその重量の 1 パーセントを超えて含有するものを指す。）及び石綿を含有している産業廃棄物（以下「石綿含有産業廃棄物」という。工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の 1 パーセントを超えて含有するものを指す。）を法令上位置づけ、石綿を含む廃棄物の処理に係る基準の強化、無害化処理認定制度の対象となる廃棄物や無害化処理の用に供する施設の基準を規定する等の措置、許可制度に係る溶融施設の基準等の策定等を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正することとした。

### 2. 改正内容

#### (1) 処理に係る基準

石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処理について、収集、運搬、処分等の基準として次の事項を規定する。

- イ 収集又は運搬を行う場合、積替えを行う場合及び保管を行う場合には他の廃棄物と混合しないように必要な措置を講ずること。
- ロ 石綿含有一般廃棄物の処分を行う場合は、破碎、溶融又は無害化処理を行うこととし、石綿含有産業廃棄物の中間処理を行う場合は、許可を受けた施設における溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理を行うこととすること（破碎処理は前処理のため必要な場合等のみ認める。）。
- ハ 石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合、最終処分場の一定の場所におい

て、飛散し、及び流出しないように覆土等必要な措置を講ずる等行うこと。

## (2) 無害化処理認定制度

無害化処理認定制度については、以下の ~ の事項について規定する。

無害化処理認定制度の対象となる廃棄物について

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物であって、この無害化処理認定制度の対象とすることで迅速かつ安全な無害化処理が促進されると認められる廃棄物を対象とする。具体的には、石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び廃石綿等とする。

無害化処理認定に係る基準について

無害化処理認定に係る基準としては、次の3つを制定する。

### イ 無害化処理の内容の基準

- ・ 迅速な無害化処理が確保されることや無害化処理が確実になされること
- ・ 受け入れる廃棄物の全てを無害化処理の用に供する施設に投入すること

等

### ロ 無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準

- ・ 従来 of 廃棄物処理業の許可に係る欠格要件と同様の欠格要件に該当しない者であること
- ・ 無害化処理を的確に行うことが可能な知識及び技能を有した者であること
- ・ 無害化処理を自ら行う者であること

等

### ハ 無害化処理の用に供する施設の基準

- ・ 許可施設の技術上の基準のうち総括的な基準に適合していること
- ・ 申請書に記載された処理能力を有すること

等

無害化処理認定手続き等について

無害化処理認定の申請の際に必要な申請書や生活環境影響調査の書類、無害化処理認定を受けた者の報告事項等について規定する。

## (3) 許可制度による石綿含有産業廃棄物の処理について（溶融施設に係る基準）

石綿含有産業廃棄物又は廃石綿等を処理する溶融施設を産業廃棄物処理施設と位置づけ、当該施設に係る基準として、溶融施設の技術上の基準及び溶融施設の維持管理の技術上の基準を策定する。

### イ 溶融処理施設の技術上の基準

- ・ 溶融炉の温度が摂氏 1,500 度以上の状態で溶融することができるものであること
- ・ 生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備の設置
- ・ 溶融炉に投入するために必要な前処理用破碎設備に係る基準

等

□ 溶融処理施設の維持管理の技術上の基準

- ・ 溶融炉中の温度を 1,500 度以上で維持し、1,500 度以上の状態で石綿含有産業廃棄物又は廃石綿等を投入すること
- ・ 石綿含有産業廃棄物又は廃石綿等の飛散を防止する措置を講じること
- ・ 溶融炉に投入するために必要な破碎設備には粉じんを除去する高度の機能を有する集じん器等を設けること

等

(4) その他

処理受託者が石綿含有産業廃棄物であることを把握することや石綿含有産業廃棄物の処理工程を把握することを可能とするため、マニフェストや委託契約書に当該産業廃棄物が石綿含有産業廃棄物であることを記載することとする。

最終処分場における適切な埋立処分を行うことを可能とするため、石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物又は廃石綿等を埋め立てた場所であることを明らかな状態にするために、当該廃棄物を埋め立てた場所がわかる図面を当該最終処分場の廃止までの間保存することを規定する等必要な措置を規定。

土地の形質変更を行う際に、当該土地に石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物又は廃石綿等（以下「石綿含有廃棄物」という。）が埋め立てられていることによって、飛散等のおそれが生じることをかんがみ、土地の形質変更の施行方法の基準として、当該埋立地に石綿含有廃棄物が埋め立てられていたことが明らかな場合には、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがないことを確認することを規定する等必要な措置を講ずる。

工作物由来の飛散性石綿の廃棄物を「廃石綿等」に追加。